

平成21年4月13日開催教育委員会会議記録

1 開会・閉会等について

日 時	平成 21 年 4 月 13 日（水） 午後 1 時 15 分					
場 所	教育委員会室					
開 会	午後 1 時 15 分					
閉 会	午後 2 時 10 分					
出席委員						
委 員 長	高 木 新 太 郎					
委 員	高 杉 政 宏					
委 員	高 林 眞 理					
委 員	横 井 利 男					
教 育 長	久 保 孝 之					
説明のために出席した職員						
教育委員会事務局次長	坂 本 康 治					
庶 務 課 長	後 藤 隆 宏					
学 務 課 長	石 井 秀 和					
指 導 室 長	仁 王 紀 夫					
すみだ教育研究所長	須 藤 浩 司					
生涯学習課長	福 山 弘					
スポーツ振興課長	郡 司 剛 英					
あずま図書館長	渡 邊 久 尚					

2 会議の概要

○高木委員長 それでは、教育委員会を始めたいと思います。本日の会議録署名人は横井委員にお願いいたします。

議決事項第1・第2

議案第37号「墨田区学校安全衛生管理者等設置要綱の制定について」及び議案第38号「墨田区学校安全衛生委員会設置要綱の制定について」の2議案を一括して上程し、庶務課長が説明する。

○高木委員長 議案第37号の墨田区学校安全衛生管理者等設置要綱第3条で、総括安全衛生管理者、産

業医、それから衛生管理者、衛生推進者が構成員として選ばれるわけですね。今のお話だと、衛生推進者には副校長先生を考えているということですが、第10条に校長の責務があり、所属教職員の安全の確保及び健康障害の防止のため必要な措置を講じなければならないとなっています。衛生推進者としての副校長先生と校長先生の間係を教えてください。

○**庶務課長** 副校長先生を位置づけた衛生推進者は推進者ですので、健康に関する意識啓発や普及活動などを推進する者としています。校長先生は組織体の長ですので、使用者として責任者と考えています。

○**横井委員** 議案第38号の墨田区学校安全衛生委員会設置要綱第3条第3項に、委員は、次の者とする
とあり、第2号に教職員を構成員とする職員団体の推薦した者（衛生に関し経験を有する者に限る。）
のうちから教育委員会が指名した者となっていますが、ここで想定している教職員は主として養護教諭ということですか。

○**庶務課長** 養護教諭に限っていません。

○**横井委員** その場合、適任者が職員団体の構成員ではないことが想定できるのではないのでしょうか。

○**久保教育長** まず前提条件として職員団体が推薦した者が基本になります。そして、その推薦した者のうち、衛生に関し経験を有する者でなければ、推薦した者であったとしても委員にはなれないということですよ。

○**横井委員** そこはわかったのですが、職員団体に加入している教職員は、全体の何割くらいになるのでしょうか。私の申し上げたいことは、ここで推薦した者が教職員全体の代表になるかどうかということですよ。

○**久保教育長** 確かに職員団体に加入していない職員も相当数いますので、その代表をどう考えるかということですよ。

○**横井委員** はい。

○**庶務課長** 構成比の問題はありますが、事務局としては3つの団体から推薦された者に代表者になっていただければと考えています。

○**高林委員** そういたしますと、この3名というのは、団体が3つあるから、そこで1人ずつというふうに考えてよろしいのですか。

○**教育委員会事務局次長** 教職員を代表する者を誰にするかということになりますと、教職員全体を組織している団体というのはありませんので、より多数の職員の声を代弁できるのは誰なのかを考えますと、やはり職員団体をそういうふうに位置づけるしかないのではないかと考えております。あくまでも学校安全衛生委員会の中では教職員を代表する者として発言してもらうための位置づけである
とご理解いただければと思います。

○**久保教育長** 確かに、ここで職員団体が推薦した者と限定しますと、教職員の全体性に対するご議論
はあると思います。そういう点では、教職員を代表する者であれば良いのですから別の方法で推薦する
のもあり得ると思いますが、その場合にはどういう形で選任するかが非常に困難になるように思
います。選挙という方法もありますが、面識のない者もいる中で選挙するというのも現実味が薄いよ
うに思いますので、初めはまとまりのあるところから代表を出してもらい、これは要綱でござい
ますので、不都合があればいつでも改正できますから、少し様子を見させていただきたいという
ふうに思います。それから私からも1つ質問してもよろしいでしょうか。議案第37号の産業医に
関する規定が第6条と第7条にあり、第6条第2項で勧告、指導及び助言を行うことができると
書いてあるので、ど

ちらかと言うと第7条の産業医の権限に属するように思いますが、第6条の産業医の職務としている意味合いはどういうことでしょうか。この第6条第2項は、第7条第2項として入っているとすっきりするのではないのでしょうか。

○**庶務課長** おそらく、準則を基に作成したのだと思います。第6条と第7条を一緒にするようなイメージでしょうか。

○**久保教育長** どこで規定されていても効果としては変わらないと思いますが、産業医についてわざわざ2つの条項を作り職務と権限を規定しており、第6条第2項に職務として書かれているのは、むしろ第7条に規定されている権限に属する事項のように読み取れるのですが、あえてこれを職務として位置づけている理由は何かあるのでしょうか。

○**教育委員会事務局次長** 第6条は項目を限定していますから、その事項に対して第7条では何ができるのか規定してあればすんなりいくのでしょうかけれども、第6条の職務の中に権限まで入ってしまっているわけですから、少し違和感がありますね。

○**久保教育長** この要綱をまとめるとするならば、第6条第2項を第7条第2項に条文移動したらいかなものかと思いますので、ここに動議を出させていただいて、その動議についてご決定をいただければと考えております。

○**高木委員長** 今の動議については、どうでしょうか。

(「特にないです」の声あり)

○**高木委員長** では、そうしますか。

○**教育委員会事務局次長** ただ、そのように修正しますと、産業医は、前条に規定する職務に関し、必要な措置を講ずることができるとしていますので、必要な措置というのが、勧告であり指導及び助言だとすると二重になってしまいます。

○**高木委員長** そうですね。では改めてもう少し整理し直した方が良さそうですね。産業医は前条に掲げる事項についてということで1項にまとめた方がいいのではないのでしょうか。

○**横井委員** 第6条第2項は、勧告や指導及び助言を行うことができ、第7条は、それ以外にも必要な措置を講じることができるという意味ですよね。

○**庶務課長** はい。

○**高木委員長** 第6条第2項そのものを削除してしまうという手もありますね。

○**久保教育長** しかし、やはり勧告や助言というのは決めておかないといけない気がします。私からの動議の出し方が良くなかったかもしれません。

○**教育委員会事務局次長** 場合によっては、もう一回練り直しをさせていただきたいと思います。実は先ほど横井委員から指摘がございました議案第38号のほうの、衛生に関し経験を有する者に限るという部分についても併せて考え直し、その2点について議案として再度上げさせていただきたいと思います。

○**高木委員長** そのほかご質問はございませんか。よろしいでしょうか。それでは議決事項第1、議案第37号、墨田区学校安全衛生管理者等設置要綱の制定について及び議決事項第2、議案第38号、墨田区学校安全衛生委員会設置要綱の制定についての2議案については、次回の教育委員会において再度議案として提出させていただきます。

報告事項第1

「平成20年度重要事業の進行状況について」、資料1のとおり教育委員会事務局次長、庶務課長及びあずま図書館長が説明する。

○**教育委員会事務局次長** 補足ですが、3月30日付けで統合新図書館整備事業に関し、「図書館協議会設置の請願」及び「あずま図書館、寺島図書館の存続に関する請願」が提出されております。これにつきましては、改めて教育委員の皆様とご協議させていただきたいと思います。

○**高林委員** 統合新図書館整備事業の3月の進行状況で、3月中実施設計納品（予定）となっておりますけれども、まだ予定なのでしょうか。

○**あずま図書館長** 大変失礼いたしました。3月13日に納品されております。

報告事項第2

「平成21年第1回区議会定例会本会議及び区民文教委員会等における質問項目について」、資料2のとおり庶務課長が説明する。

○**教育委員会事務局次長** 詳細なやりとりについては、区のホームページに会議録が掲載されますので、そちらでご確認いただければと思います。

報告事項第3

「隅田小学校の引渡しについて」、資料3のとおり庶務課長が説明する。

○**高木委員長** この後、隅田小学校へ見学に行きますから、そのときの参考資料として見ていただければと思います。

報告事項第4

「平成21年度墨田区立小・中学校学級編制について」、資料4のとおり学務課長が説明する。

○**高木委員長** 両国中学校の新1年生が6学級ですか。

○**久保教育長** 新1年生の入学者数が201人ですので、6学級になります。200人なら5学級でした。実は両国中学校は過去にも1回6学級という時期がございました。今年度は小学校も中学校も1学級が40人を少し超えた学級がありましたので、中学校の教員については4月以降に追加採用し、小学校の教員についてもさらに4名の追加採用をさせていただくことになりました。3月の終わりから4月にかけて1学級41人になった場合は、後から教員を追加採用することになりますので、例年に比べて後採用が増えていきます。

○**高林委員** 例えば第三寺島小学校など、特別支援学級が増えているような印象がありますが、前と変わりがありませんか。

○**学務課長** はい、第三寺島小学校が1学級増えております。

○**高林委員** ほかの学校は前年度と同じですか。

○**学務課長** 第三寺島小学校は人数で言いますと34人から45人に増えています。それから、小学校にある特別支援学級の固定級の児童数が68人から78人に、括弧書きの通級への児童数が155人から190人と大幅に増えています。

○**高林委員** 大幅に増えた原因は何かあるのですか。

○**学務課長** 事前の就学相談等について、みつばち園等からのいろいろなアドバイス等も含めて、就学

相談を利用する方が増えてきたことに連動しているのではないのでしょうか。また、特別支援学級に対する理解が進んできたのではないかというふうに思っております。

○高林委員 この報告とは少し離れますが、特別支援学級を直接指導に当たる先生方も、それなりのご経験の多い方を増やしているのですか。

○指導室長 私からその件についてお答えしますが、東京都全体の特別支援学級そのものの数がやや増えている傾向にあり、教員の異動では希望以外の部署にも配置せざるを得ないということも現実としてあります。特に新採用の教員の方の場合で、通常学級に最初勤務された方については、次の異動では特別支援学級の担任になるなど、希望がない部署にも配置されることがあり得ると東京都の関係要綱に入っておりますので、一定数そういう方がいるのが実情であります。

○高木委員長 年々徐々に増える傾向にあるのですか。

○指導室長 増えております。

報告事項第5

「平成20年度卒業式及び平成21年度入学式での国旗掲揚及び国歌斉唱に関する調査について」、資料5のとおり指導室長が説明する。

(特に意見なし)

報告事項第6

「墨田区立小中学校の主任の発令について」、資料6のとおり指導室長が説明する。

○高木委員長 学年主任と教務主任と兼ねるという場合もあるのですか。

○指導室長 はい、あります。

○高木委員長 以上で予定の議決事項、報告事項はすべて終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。